

平成 2 5 年 第 1 9 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日（火）午後 4 時

場 所：教育委員会室

| | |
|----------|------|
| 委員長 | 松原秀成 |
| 委員長職務代理者 | 尾上郁子 |
| 委員 | 石井正治 |
| 委員 | 上野操 |
| 委員（教育長） | 浅野潤一 |

| | | |
|-----|-------------|------|
| 事務局 | 教育推進課長 | 柴田靖弘 |
| | 学務課長 | 住田雅一 |
| | 指導室長兼教育研究所長 | 松井慎一 |
| | 学校施設担当課長 | 佐藤弥栄 |
| | 統括指導主事 | 浜田真二 |

| | | |
|----|-----------|------|
| 書記 | 教育委員会事務局 | |
| | 教育推進課庶務係長 | 丸山継典 |
| | 同 主査 | 飯田常雄 |

| | |
|----------------|--|
| <p>松原委員長</p> | <p>開 会 時 刻 午後4時</p> <p>ただいまから、平成25年第19回教育委員会定例会を開催します。本日は4名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔各委員了承〕</p> |
| <p>委 員 長</p> | <p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p> |
| <p>委 員 長</p> | <p>日程第1、署名委員を決定します。本日は尾上委員と石井委員にお願いします。</p> <p>次に、私から報告をさせていただきます。上野操委員におかれましては、去る9月27日の江戸川区議会本会議において、教育委員任命の同意を得て、同日付で区長から教育委員任命の辞令交付を受けましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、上野委員から就任のご挨拶をお願いしたいと思います。</p> |
| <p>上 野 委 員</p> | <p>皆さん、はじめまして。今、委員長からご報告いただきましたように、このたび多田区長から区議会の同意のもとに、教育委員の任命を受けました上野操でございます。</p> <p>私は、生まれも育ちも江戸川区でございます。しかも江戸川区に本籍も住所も、江戸川区から出たことがない。そういう意味では、生粋の江戸川っ子でございます。</p> <p>ただ、本業が弁護士なものですから、日本橋で法律事務所を開設しております。40年以上たちました。実は私、今年で76歳になる。ここにいる委員の方々の一回り、二回り上ではないかと想像します。</p> <p>もうそれほどやりましたので、実は数年前から徐々に本業から軟着陸しつつありまして、2年ほど前から私の息子が葛西で、やはり法律事務所を開設しておりますので、そちらのほうに隠居しまして、日弁連のほうに籍を置いていないとバッジをつけられませんかので籍を置いております。これからはいろいろお世話になった江戸川区の皆さん方のために自分の職業を通して、できるだけ恩返ししようと、そういう気持ちで実はいたのですが、ここで区長さんから、こういう重責を、ひとつ頼みますということいろいろありまし</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>て、お受けしたわけでございます。</p> <p>私としては、これまで弁護士業を通して培ってきた人生経験を生かして、法律家ですから、憲法、教育基本法、地方教育行政法等の基本精神に従って、江戸川区内の児童・生徒のために、できるだけ貢献したいと、このように思っております。いろいろお世話になるとは思いますが、今後ひとつよろしくお願いいいたします。</p> |
| 委員 長 | <p>次に、日程第2、議案の審議にまいります。第48号議案、議席の決定についてを議題とします。</p> <p>議席につきましては、従来から委員長が指定しておりましたので、前例に従い、私のほうで指定したいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員 長 | <p>それでは、私から議席を指定いたします。各委員の議席は、ただいまお座りいただいている席とし、尾上委員が1番、石井委員が2番、上野委員が3番、浅野委員を4番という現在の席でしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>各委員の議席は、ただいまお座りの議席と決定いたします。</p> <p>次に、継続となっております陳情について審議いたします。補食に関する陳情第8号、第9号及び第10号の3件について、一括に審議したいと思います。各委員からご意見をお願いします。</p> |
| 柴田 教育推進課長 | <p>陳情第8号の陳情者から、新たに補足資料の提出がございました。10月10日付というものでございます。資料5、6でございます。</p> <p>陳情者からの平成26年度からの補食事業再開をお願いする陳情の補足資料ということでございます。資料につきましては、5、6ということで、それぞれ1枚ずつが添付されてございます。</p> <p>こちらにありますとおり、この資料につきましては、3行目をごらんいただきたいのですが、今回の補食廃止並びにその理由の通達を受け、私は江戸川区における学童クラブ事業の位置づけについて確認いたしたく、平成25</p> |

年8月10日付で区長宛てに公開質問状(資料5)を提出し、その回答(資料6)をいただきましたということでございます。

それ以下につきましては、資料に対する陳情者の方のご説明、ご意見、その次に、参考の事業の過去の実施状況等が記されてございます。

その資料5のほうをごらんいただきたいと思います。資料5には8月10日付、江戸川区長多田正見殿ということで、平成24年8月22日に公布された、子ども・子育て関連3法に関連する今後の江戸川区の施政方針に関する公開質問状というものでございました。

これにつきましては、ここにあるとおり、子ども・子育て関連3法のうち、児童福祉法にかかわる部分、放課後児童健全育成事業というものが改正になってございます。うちでいうところの、これは学童クラブ事業が当てはまるわけですが、それについての改正も行われたということを受けまして、こちらにある から までの質問を、公開質問ということで寄せられたものでございます。

資料6につきましては、この質問に対してお答えをしたものがつけられてございます。一番下に書いてありますけれども、子ども・子育て関連3法に関しましては、この質問の 、 、 番、これは子ども家庭部が主管してございます。教育委員会事務局の、私ども教育推進課すくすくスクール係にかかわるものについては 、 、 が、この質問に当てはまるものでございます。

につきましては、児童福祉法の第6条の3、第2項で定められた放課後児童健全育成事業の内容を遂行することを目指して行われている事業は、現在江戸川区にございますかというもので、これに対しては、今、江戸川区では放課後児童健全育成事業として学童クラブ事業を実施していますという回答でございます。

2番目の、現在運営されているすくすくスクール学童クラブ登録の目的の中に、就労支援は含まれていますかということでございますが、私どものすくすくスクール事業、資料6番のほうに書いてございますけれども、事業実施要綱により、就労等で保育に欠ける児童も共に活動できるように、すくすくスクール事業の中で、江戸川区学童クラブ事業条例に規定する学童クラブ事業を実施すると定めていますということで、ご回答しております。

6番につきましては、前回改正児童福祉法第34条の8の2に、市町村は放課後健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと。この場合において、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならないとあります。江戸川区は、この条例制定について、現時点でどのような計画を立てている

| | |
|--------|---|
| | <p>か、具体的に教授をお願いいたしますというものでございます。</p> <p>これにつきましては、今、平成24年8月に、この法は公布されておりますが、それぞれの部会等で政省令のほうで、今検討されている最中でありまして、この基準とかそういったものを今、まさに検討されているところでございます。</p> <p>ですので、こちらの答えにも大体書いてございますが、資料6番の 7 では、改正児童福祉法の施行に伴い、発せられる政省令の内容を踏まえ、関係条例を整備する予定であるということでお答えさせていただいております。</p> <p>なお、この子ども・子育て関連3法に関しましては、27年の施行、実施ということで、今のところ予定されておまして、今、それに向けての各政省令が検討されているという状況でございます。</p> <p>こちらにつきましては、以上でございます。これを補足資料ということで、お届けいただきましたので、本日付で皆様にお配りさせていただきました。以上でございます。</p> |
| 委員 長 | <p>ありがとうございます。あと、補足資料の10月10日付の文章がありますね、この2ページ目からは、陳情者がまとめて書いたものですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>資料5、6と、併せてお届けいただきました。</p> |
| 委員 長 | <p>8号については、以上、資料等が加わっておりますけれども、一括審査ということで前回継続にいたしました。とりあえず8号、それぞれ分けてご意見を出していただいて、それでまた全体通して議論、協議したいなと思っておりますけど、いかがでしょうか。</p> <p>特によろしければ、8号からご意見を承っていきたいと思います。では、8号のほうで各委員からのご意見、あるいはご質問があればお願いします。</p> |
| 石井委員 | <p>10月10日に改めて出された補足資料についての事柄でお伺いしたいのですが、六つ目のパラグラフで、放課後児童健全育成事業と全児童対策事業、この間には、遊び以外に生活の場が存在するかどうかというのが大きな違いだということを陳情者の方は認識されていらっしゃるようですが、この部分では、この育成事業、対策事業の違いというのをどういうふうにお考えでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>江戸川区では、平成15年からモデル校ということですくすくスクール事</p> |

業をスタートいたしました。平成17年から全校ですくすくスクール事業を行っております。

その際に、学童クラブ事業、今、放課後児童健全育成事業と言いますけれども、これは厚生労働省の管轄でございます、いわゆる学童クラブ事業でございます。この事業を、このすくすくスクールの中に包含する、含むということで江戸川区はスタートしたわけですが、実はその後、文科省は、この放課後子ども教室事業ということで、江戸川区のすくすくスクール事業をご覧になって、こういった教育委員会、福祉部局と一緒に、こうして放課後の子どもたちの居場所づくりということでの事業を文科省大臣、それからそういった事務次官等もご視察をされて、文科省としてこれを進めていくということになってまいりました。

その上で、平成18年ですか、文部科学大臣と、それから厚生労働省と連名で、この一体的な事業ということで、放課後子どもプランといったものをスタートいたしました。それは試行的に始まったもので、平成19年から正式に放課後子どもプランという事業が文科省、厚生労働省、一緒にということで一体的な事業としてスタートしてございます。

その中に、厚生労働省としては、この放課後児童健全育成事業についても、放課後子どもプラン、今、ご質問のございました、生活の場という概念も含めて、この事業で実施をするということを推奨してございます。

これは教育振興基本計画、平成20年度に出されたものにも記載をされて、推進していくものであると。あわせて中央教育審議会の中でも、答申の中でも触れられてございます。その事業のもととなっているのが、このすくすくスクール事業でございます。

ということで、我々としては学童クラブ事業も含めまして、このすくすくスクール事業の中で、その放課後児童健全育成事業も含んでいるというふうに考えてございます。

その生活の場ということでございますが、これはすくすくスクールも、もちろん学童クラブもそうですが、異年齢の子どもたちの集団の中で、その生活をし、そしてすくすくスクールももちろんそうですが、地域の方々、そうしてかかわっていただいている中で、生活の場というふうに捉えてございます。以上でございます。

石井委員

ありがとうございます。

委員長

その他、ございますか。

| | |
|--------|---|
| | <p>資料5と6については、ご担当のお二人から、ここに出ているとおりだと思います。8号の陳情者の要旨につきましては、私も時間がありましたものですから、しっかり読み込んだのですが、学校名、つまり清新第一小学校の学童の保護者を対象にアンケートをおとりになって、そして8割の方の信任を得たということでございまして、登録児童は補食を保証されるべきというようなことが書かれているというふうに思うのです。</p> <p>中で、教育長が補食摂取によって事故が起きた場合、これは私ではなかったですかね、よく読んでみると、私が学童でアレルギーの事故があったという発言をした記憶があるのですが、どうだったかなと後で思ったりもしたのですけど。</p> <p>8号の陳情者の方は、多分ご自分のお子さんが通っている学童のアンケート調査から、補食について調べているわけですね。それで公開質問状という形になると思うのですけど。</p> <p>前回もちょっと議論したのですが、平成23年と、23年の学童クラブ登録のしおりには、確かに補食について云々というように書かれていました。24年度についても変更はあるのだけれども、説明は受けてないという、この方は言っているのですけれども、そのことについて、前回も課長のほうからも話があったのですが、もし何かつけ加えることがあれば。</p> |
| 教育推進課長 | <p>前回のときにお話ししましたけども、1月23日、この中にもございますけど、一番最初に出された通知というものが、在席されている保護者の方々に、すすすくスクールの指導員から学童クラブの登録の方にお配りさせていただいたもの、それが1月23日でございました。その後、1年生、新1年生の学校説明会のときに、この学童クラブ、すすすくスクールの説明はさせていただいて、そのときに補食が来年からはなくなりますという変更点も、その資料の中でご説明をさせていただいております。</p> |
| 委員長 | <p>その後、3月6日の日に、新たに1年生でお入りになるお子さんと、それから2年生以降でも新たに学童登録される方とかに集まっていたという説明会、保護者説明会を3月に行ってください。以上、そのような説明の経過でございます。</p> |
| 委員 長 | <p>ありがとうございます。そういう形で、保護者等へのご説明が終わっているというようなことですね。</p> |
| 教 育 長 | <p>これまでもお話ししてきましたけど、この方の申し出の際のところは、学</p> |

童クラブとすくすくスクールは別物でしょうということだと思っております。学童の子たちの扱いと、一般登録の子の扱いは違うので、学童の子たちに対する配慮として、当然食の提供とか、そういうことが必要だという主張だというふうに思っております。今回の資料請求の部分でも、結局そういうところについて生活の場というふうに書いてありますけど、遊びだけじゃないでしょうというふうに書いてあると思います。

先ほど課長の説明にもありましたように、私たちがすくすくスクールを立ち上げた時点で、これはこれまでの学童クラブ事業とは扱いを別にして、今まで学童クラブを必要とした子どもたちと他の子を分けるのではなくて、ともに放課後を過ごせるような形をつくることによって、学童クラブに預けられなかった人たちも、希望があれば全部受け入れる形にして、ともにそこで過ごす。

その中に遊びもあれば、生活もあると。要するに子どもたちのそういう時間を、ともに過ごせる仕組みの場ができたということが、一番の大きな目的だというふうに思っているわけです。

預ける理由としては、それは保護者の方がこの間、安心して預けられる場をつくってくれというのがあるかもしれませんが、一般登録は、子どもたちがその場所に来て遊んでいるだけかもしれませんが、そこで過ごすということに関しては、こっちは学童の子、こっちは一般登録の子と分け隔てすることなく生活できることによって、むしろ生活圏は、学童クラブの子どもも広がったというふうに思っております。

要するに学童クラブの子どもだけが集まって、一つの部屋でともに指導員とともに過ごすということではなくて、いろいろな子どもたちがそこに入ってきて、午前中の休み時間と同じようにいろいろなことができるというような場をつくってきたわけでありますので、そういうことにおいて我々は学童クラブと一般登録の子に分け隔てない。分け隔てなく生活をしてもらおうということを中心に考えたときに、分け隔てのある捕食の提供ということも含めて、考え直さないといけないということやってきたつもりであります。

そういう意味で、最初の時点で、学童クラブの子にとってこれは必要でしょうという議論に、私たちは、そのままおっしゃるとおり、という訳にはいかないのではないかと考えています。

むしろ生活の場は遊びだけではなくて、すくすくスクールを通して確実に広がって、いろいろな体験ができる、生活体験ができる、それは地域の方々と一緒にできるというような形になってきているのではないかとこのように思っておりますので。そういう視点を前提にされた陳情については、なかなか

| | |
|---------|--|
| 委員 長 | <p>か受け付けづらいなというふうに、私は思います。</p> <p>ありがとうございます。他に、いかがでしょう。</p> |
| 尾 上 委 員 | <p>一連の補食に関して、今回は今の第8号ですけれども、私も本当に皆さんの少数の意見の方も、本当に大切にしなければいけないなというそんな思いもあるのですが、現実には現場を見てみたいということで3校ほどすくすくスクールに伺いました。大体4時半、5時、6時ぐらいまで子どもたちの遊びの様子というのを見ながら、5時になると教室に戻って、すくすく登録の子はお帰りになり、5時以降は教室に戻って宿題をやる子とか、ゲームをやる子とか、さまざまな子どもが決めたリズムでやっているとおっしゃっていました。</p> <p>携わっている方に子どもの状況を伺うことができたわけですが、その方は大体3年、4年、同じ学校でお仕事をなさっているという中で、以前補食があったときの様子と現在の様子等を直接伺いました。3校の方からは、補食がなくなってから、保護者からも、また子どもさんからも、一切ことについてのお話は伺っていませんという話でした。</p> <p>また、体調を崩して保護者の方が途中で迎えに来るお子さんもいるということで、係の方々は子どもの体調管理だとか忘れ物だとか、そういうことで子どもを見ることが精いっぱいですという話もありました。今まで補食を提供していたときに、時間になって希望者と希望者でない方を分けるという違和感は持っていましたということとか、また遊びをちょっと中断をさせて、どうしても食べてもらわないとというようなことも、すごく難しいときもありましたというご意見も伺いました。</p> <p>また、ある学校では補食希望者が10名程度、少人数でしたということで、それ以降は違和感なく過ごしておりますと、何のお声もありませんと。またある方は、きっと子どもに聞けばおなかすいているというと思いますけども、あえてこちらが聞くわけではありませんし、そんな声が私たちの耳には届いておりませんというお話でした。</p> <p>もう一つ、私がそうかなと思ったのは、朝、子どもたちが食事をして、大体学校のお昼、給食を食べる12時とか12時半でしょうか、そのぐらいに召し上がって、朝からお昼ってその時間が5時間ぐらいあるわけです。5時間半ぐらいあると、お昼から夕食、また同じような時間帯。結構子どもたちは、体調に合わせておかわりもするし、お昼が1日の中で一番充実している子もいるかもしれませんというくらい、お昼しっかりと給食を食べていらっ</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>しゃいますということで。</p> <p>ですから夕方その時間まで、朝のリズムからお昼、昼から夜と考えると、すごくお腹がすいてどうこうということを感じる時間帯ではないのではないのでしょうかというような、そんなお話をしてくださった方もおられました。</p> <p>3校ではありましたけども、現実に学校で声を聞いた中では、捕食の再開を希望していますというお声は、一切聞いていませんということでした。</p> <p>ですから私としては、このまま今までどおりの形でできるのではないだろうか、そんなふうに思っております。</p> |
| 石井委員 | <p>二つお聞きしたいのですが、一つ目は先ほどのご説明では、文科省と厚労省、大臣クラスが合意といたしましょうか、上でもっているいろいろな国としての方針を決めてきたということ伺いまして、それはそれですばらしいことだなと思ったのですが、区までおりてくると、例えば公開質問状の から というところが教育委員会では 、 、 ですよ、 、 、 は教育委員会のマターじゃないですよというふうに分かれてしまうこと、それは結構問題だなと思うのですが、そこら辺についてどういうお考えがあるのかというのが、まず一つです。</p> <p>二つ目は今回の陳情者の方が出された文章の最後から二つ目のパラグラフなのですが、児童福祉の観点から、大変問題があるのではないのでしょうかという問いかけをなさっていて、要は児童福祉の観点から、区はどういうふうに説明されますかということを知りたいのだろうなと思うのですが、それは私からの質問ということで、児童福祉の観点から、こういうような事柄を区としてはどういうふうにお考えでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>1点目の教育委員会と子ども家庭部の二つに分かれているということですが、実は、これは子ども・子育て関連3法ということでございますけれども、そのうちの二つは、子ども・子育ての中での、うちのかかわる放課後児童にかかわる児童福祉法の改正、あとの2点につきましては、幼稚園、そして保育園にかかわるものでございます。就学前のお子さんのものでございますけれども、この質問にもありますとおり、3番目は支援法の77条で努力義務とされた地方版の子ども・子育て会議を設置されましたかと、設置する予定がありますかということですが、これは、実はもう既に会議は設置されておりまして、その場では、もう教育委員会も含めて、その委員としてメンバーに加わっていると。</p> <p>この会議の中で、これまで子ども・子育てにかかわるさまざまな施策等に</p> |

関する検討はされてきた経緯がございます。今回の努力義務とされた、この法律で初めてうたわれたものが、既に江戸川区ではもうありますと、そういう回答を、この主管であります子ども家庭部がお答えをしたと。もちろん連携をしているという点はございます。

それから2点目のほうで、4番、それからその会議体などを活用して、子ども・子育て支援事業計画策定の、これも法律にうたわれているところでございますが、これについても、既に応援会議という組織がございまして、先月、その会議が開かれてございます。これについての審議もスタートしてございます。

この答えの中にも、江戸川区子ども・子育て応援会議で子育て当事者も含め、なるべくご意見をいただき、推進していきます。この中にはPTAの連合会の会長さんもお入りいただいていますし、校長会の会長も入っています。私もメンバーに加わってございます。そういったことで、その他にも区民の公募の方も委員としてお入りいただいている。そういう中で行われている会議でございます。

5番目ということで、それぞれ主管としている教育委員会と、それから子ども家庭部、これは以前から区長部局と教育委員会、それから区長部局の中での児童福祉にかかわる厚生労働省関連の部署というのは、江戸川区もそうですが、他区でも区長部局と行政委員会としての教育委員会ということで分かれているのがポイントでございまして、こういった内容での質問状が来た場合には、これまでの経過も含めて、それぞれ担当部局が答えを合わせてお答えをするという対応をさせていただいているというのが実情でございます。

2点目でございますけれども、児童福祉の観点ということでございますが、これについては先ほども申しましたけども、すくすくスクール事業という江戸川区がスタートした事業は、それまでの学童クラブだけではなくて、その学童クラブ対象以外の小学生全員が放課後を過ごせる。それも安全な施設である学校で過ごせると、同じ時間を同じ場所で過ごせるという事業を江戸川区としてスタートしたわけございまして、これは小学生に対しても、このすくすくスクール事業の中でも、過ごす時間が全てお子さんたちにはなんていうのでしょうか、放課後健全育成のため、地域の方々にもご協力をいただきながら進めていく事業であるということで考えてございますので、その事業の中での補食一つを取り上げて、児童福祉上豊かなものかということでは、先ほどのお話にもありましたけども、放課後を過ごす時間の中でお子さんたちの生活の場ということで、我々は考えているということで考えています。

| | |
|-------|---|
| 委員 長 | いいですか。 |
| 石井委員 | はい。 |
| 委員 長 | <p>それでは、9号と10号も含めまして、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>9号につきましては、資料が四つ出ておりまして、特に、この陳情者の言っていることについては、教育委員会の説明が不十分ではないかというようなご指摘とか、あとはクラブマネジャーには、67名の方に意見聴取はされましたが、サブマネジャーに関してはされていないとか、個別の聞き取りでは何ていうのでしょうか、信憑性を確かめられないのではないかというようなご指摘があったり、保護者の中では補食廃止で困っていても、声を上げられない方もいるのではないかというような陳情文の中にありました。</p> <p>10号のほうは、江戸川区のすくすくスクールに関しての施策については、非常に理解できるという前文がありまして、この10号の陳情につきましては、食育の観点から1日4回の食事ということで述べられていたり、あと手づくりのおやつづくりとか、学校の家庭科室、調理室を使ってとか、そういった広げられたような陳情の内容でございました。</p> <p>8号、9号、10号と若干違いはあるようなのですが、今、課長がおっしゃったように、アナウンスについては前年度まで行われていたという、それがどういう形かどうかはわからないのですが、保護者の方々に行き渡ったかどうかというのは、多々あるかとは思いますが、いずれにしても、8、9号の若干の陳情内容には違いはあるように思えました。</p> <p>9、10も含めて何かありましたら、お願いします。</p> |
| 教 育 長 | <p>それぞれ、どっちにしても補食を再開してくれという陳情なので、そこが趣旨ですね。理屈はそれぞれあるのでしょうか、なかなかさっき言ったようなことで、難しいなというふうに思っているのです。</p> <p>一つは、補食というか食べるということの意味を一つ取り出して、そこにいろいろな意味をつけて、もっと中身として充実させて、それを中心に、ある意味すくすくスクールを組み立てていくようなことも含めての陳情というような感じがいたしますし。</p> <p>もう一つは、職員に聞いていないのではないのというお話ですけど、職員は区の執行体制の中にあるわけですので、当然課の中で当事者含めて、いろいろな機会に意見を聞くという機会があるわけですから、一人一人に聞くと</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>委員 長</p> | <p>かなんとかということではなくて、区の職員として、こういう方向にあるということの理解を求めるといようなことをやってきているはずであります。そういうことを改めて、そこの部分の意見が外に出ないからといっても、職員として、執行体制の中にあるということ踏まえれば、改めてそういうことをやられていないから、改めて、もう一回これを見直せといようなことにはならないのではないかといふふうに思っています。</p> <p>私としては、それぞれの理由はあるのでしょけれども、全体的には先ほど申し上げたような事業として、これからも進めていきたいし、そういう形の中で、価値ある中身があるといふふうに思いますし、尾上委員がおっしゃったように、現場としても区民の声として、そういうものが大きく拳がっているわけではないといふふうに思っていますので、今の形でいいのではないかといふふうに思っております。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> |
| <p>石井委員</p> | <p>8、9、10号と全般にかかわってくることもかもしれないのですが、区といいますと、かなり大きな組織で、本当は何か町というところでも、いろいろとできる部分があるほうが、よりよいのかもしれないのですが、そういうことは言ってもいられませんので。そうすると区というのが、住民としては一番近いところにある組織でありますので、そうした意味では、住民に密着した政治といいましょうか、そういうものが望まれていると思います。</p> <p>規則そのものは、きちんと規則というのは定められるべきだとは思いますが、例外のない規則はないといようなことが言われてもいますように、例外措置といようなところをうまく組み込めるような、そういうことができていくと、きちんと住んでいる方のことを考えているとい、恐らく区としては、そういう姿勢を大事にしたいと思っていると、私は思っているのですが、そういう事柄がはっきりとい言いましょうか、きっちり出せるように思います。</p> <p>何を言いたいかといいますと、全部が全部を規則、決まりで締めつけるのではないよな、そういう例外も認めるよなところを残せていければなといふふうに感じています。</p> |
| <p>委員 長</p> | <p>それでは、この後の案件もありますので、委員長としては、もう少し各委員の皆さんにそれぞれ考えていただいて、また次回に継続とい形で持って行きたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | <p>私は結構です。</p> <p>今の石井委員の陳情に対してどうかということについて、もう少しはっきりされたほうがいいような気もするし。次回でも私は結構ですけ。</p> |
| 尾 上 委 員 | <p>陳情10号のところに、下のほうにありますけれども、補食提供が指導員の過剰負担になる場合に、江戸川区の地域のボランティアの力をかりるとい う可能性もあるのではないのでしょうかとありますがありますけども、伺った ときにおっしゃっていたことは、本当にボランティアの方の力をもっと借り たいというような、そんなご意見もありました。現実的には、もしその辺の 力をもっと少し借りられれば、指導員が違う部分の時間をつくるとか、またも っとやってあげられることも現実にはあるのではないのでしょうかということ で、この点に関しては、非常に皆さん悩んでおられるなと思いました。</p> <p>ですから、現実にはそれぞれのスクールで、こういう方々がどのくらい対応 してくださっているのかなというのをつかんでいらっしゃるでしょうか、そ ういう部分も見てあげる部分では、大事な視点なのかなと、私は伺ってきま したけども。</p> |
| 教育推進課長 | <p>毎月、各すくすくスクールで頑張っているボランティアの方々、 それは統計でおとりしています。昨年1年間で、これは延べ人数ですが、1 万4,000人を超える方々がすくすくスクール事業に、ボランティアとし てかかわっていただいております。</p> <p>これにはいろいろな形があると思うのですが、委員さんのおっしゃった1 0号にございます補食提供指導員の負担ということであればというような、 視点でのボランティアですけども、実際には今年もいろいろなイベントが行 われておりまして、それぞれのすくすくスクールで、イベントの中でのボラ ンティアの方々が、また保護者の方も一緒に何か、例えばスイカ割り大会で すとか、それからそういったある特定のすくすくスクールまつりとかを開催 される中で、いろいろな形でおやつになるようなものをつくってお子さんた ちに提供してあげるとか、そういったことはずっと、これまでのされている ものでございまして、こういった面ではボランティアの方々は、今でもかか わっていただいているというふうに感じております。</p> <p>こちらにあるような日々の補食の指導員が云々ということですが、確かに指導員としては、お子さんを分けて補食に関する指導員がそちら に行き、他のお子さんを見ている指導員がいてということはありませんけれ</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>ども、その業務として、これが過剰であるから、ここで受けさせていただいた受託を廃止しますということは趣旨ではございませんので、それは確認をさせていただきたいと思います。</p> |
| 委員 長 | <p>そうですね、ありがとうございました。</p> <p>それでは、とりあえず今日のところでは8、9、10号の陳情につきましては、次回への継続ということでまとめてよろしいでしょうか。</p> |
| 石井委員 | <p>教育長からより具体的に話してくださったほうがいいというご指摘だと思いますので、そのようにお話しいたしますと、総論として、補食は終わりにしますよというのがあるのは仕方がないなとは感じ始めてはいます。</p> <p>ですが、あるお子さんが補食がどうしても必要なのだということに対して、その保護者の方が、この子には補食をあげてほしいというような事柄、それをきちんとお願いできるようなシステムを残すという道は、閉ざすべきではないというふうに感じています。</p> |
| 委員 長 | <p>そういうことも踏まえて継続ということで、そういうことでよろしく願いしたいと思います。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義について、報告をお願いします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>教育委員会の後援名義使用の承認についてでございます。</p> <p>1点目は船堀映画祭でございます。これは第5回目を迎えるものでございますけれども、主催、船堀映画祭実行委員会でございます。住民参加型の映画祭によって、文化面でのまちづくり、地域振興に寄与するということを目的として、実施されるものでございます。</p> <p>今年は、予定が平成25年11月9日(土)、11月10日(日)の2日間の開催でございます。場所はタワーホール船堀、船堀シネパルでございます。対象は一般区民ということでございまして、この鑑賞券は500円ということでございます。これは、後援名義の使用の申請ということでございます。</p> <p>続けて3点ございますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 長 | <p>お願いします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>2点目は、第59回書初展でございます。申請者は小岩書道連盟。事業目</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>的、概要でございますが、書道の振興を図り、もって情操と文化の向上、発展に資することを目的とするものです。</p> <p>実施日につきましては、平成26年2月8日から9日。会場は小岩アーバンプラザでございます。事業対象としては一般区民ということでございますが、出品料といたしまして、一般、これは高校生以上、3,500円。そして教育部ということで、幼、小、中を対象に800円ということでございます。観覧については、入場無料となっております。</p> <p>続きまして3点目でございますが、読み語りのボランティアのための講座でございます。申請者は江戸川読み語りネットワークでございます。事業目的としては、本の選び方を学び、読み聞かせボランティアの知識の向上を図るとともに、ボランティア同士の情報交換の機会とするというものでございます。</p> <p>実施日時は25年11月29日(金)、会場は江戸川区中央図書館、対象は一般区民でございます。経費としましては、参加費として500円の徴収を予定しております。</p> <p>以上3点、後援名義の申請でございます。</p> |
| 委員長 | 以上3点ですが、何かご質問、ご意見があればお願いします。 |
| 尾上委員 | 一つ目の映画祭、これは上映映画は何になるのですか。 |
| 教育推進課長 | このたびは上演作品につきましてはレ・ミゼラブル、東京家族、オース！バタヤン、それから赤穂浪士、ひばり、チエミ、いづみの三色娘、警察日記、旗本退屈男、他でございます。 |
| 上野委員 | 後援者というのは、教育委員会だけなのですか、その他にも後援者いるのですか。予定でもいいのですが、されているのですか。 |
| 教育推進課長 | これまでは教育委員会と、それから江戸川区に後援名義の使用の申請が出てございます。3点ともそうです。 |
| 尾上委員 | 皆様へのお知らせの仕方というのは、どういう形でしているのでしょうか。 |
| 教育推進課長 | こちらは、広報えどがわでも掲載されていますけども、その他ポスター等を通じまして、各施設にも配付される予定でございます。 |

| | |
|------------------|--|
| 委員 長 | <p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、他になければ、ただいまの3点の報告事項を了承としてよろしいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 委員 長 | <p>後援名義を了承いたします。</p> <p>続いて、教職員の服務事故についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> |
| 委員 長 | <p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。傍聴人の方は退室をお願いします。</p> <p>なお、秘密会終了後の再入室は可能ですので、よろしくをお願いします。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p> |
| 委員 長 | <p>続いて、いじめ電話相談について報告をお願いします。</p> |
| 教育研究所長 (指導室長) | <p>それでは、9月分のいじめ電話相談の件数でございます。9月は3件、3回の電話がございました。</p> <p>小学校2件、4年生女児にかかわること、6年生男児にかかわること。中学校1件、中学校2年生の女子生徒にかかわることです。</p> <p>相談の内容につきましては、言葉によるいじめ、その他ということがございます。当該児童、生徒の母親からの訴えが2件、それからその他ということで1件ございます。</p> <p>内容につきましては、また電話相談の状況を見てご説明させていただきますが、電話相談の状況としては以上のとおりでございます。</p> |
| 委員 長 | <p>ご質問、ご意見があればお願いします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 委員 長 | <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。</p> <p>続いて、特別支援教育に関する講演会についての報告をお願いいたします。</p> |
| 指導 室 長 | <p>特別支援教育に関する講演会のご案内でございます。11月30日(土)グリーンパレスにおいて、特別支援教育に関する講演会を実施します。今回は、子育てに行き詰まっている保護者の方を中心に、どのようなかわりをする方がいいのかとか、江戸川区の特別支援教育の取り組み等について2部構成で実施するものでございます。</p> <p>この案内を各学校を含めて教育相談所関係、それからすすくスクールとか、区立の保育園ですとか、育成室ですとか、子ども家庭支援センターなど区の関係部局に配付をして、募集をしているところでございます。</p> <p>先着60名を定員というふうにさせていただいております。以上、特別支援教育に関する講演会のお知らせということでございます。</p> |
| 委員 長 | <p>何かご質問、ご意見ありますか。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>講師の方は、どういう方がやられるのですか、まだ決まっていないのですか。</p> |
| 指導 室 長 | <p>第1部のほうは、臨床心理士の方を講師にお迎えして、子育てのコツということで。それから第2部のほうは、学務課にお勤めいただいた方から江戸川区の取り組みということで、2部構成で実施いたします。</p> |
| 委員 長 | <p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。</p> <p>その他に報告事項などございますか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成25年第19回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午後5時10分</p> |